

令和7(2025)年度 ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業
「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」事業

審査基準

令和7年7月9日

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター

令和7年度文部科学省受託事業「ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業」における「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」事業に関する企画公募の審査は、この審査基準により行うものとする。

1. 審査方法

審査は、ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業「ユネスコ活動に関する調査研究（再委託）」事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

2. 採択案件の決定方法

審査委員会は、提出された企画提案書について、本審査基準の「3. 評価方法・項目」に基づき、書面審査を行い、原則として、テーマごとに最も得点の高い者を採択するものとする。ただし、テーマによって最高得点に著しい差がある場合、応募が1件もないテーマがあった場合、また、一人以上の審査委員が合議での審議を要すると判断した場合は、合議を行い、採択案件を決定することとする。

3. 評価方法・項目

評価は提出された企画提案書ごとに「絶対評価」にて行うものとする。下記の各評価項目について「4. 評価基準」に示す5段階評価とし、原則、各委員の採点結果を合計し、それを平均したものを当該企画提案者の得点とする。

【評価項目】

1 事業実施主体に関する評価

- 1.1 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- 1.2 事業実施主体が、申請分野に関する専門的知見、実績、資源、ネットワーク等を有する団体であること。
- 1.3 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための体制を有していること。
- 1.4 事業を効率的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- 1.5 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価

2.1 事業の目的を達成するための研究計画の目的・目標・活動計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるとともに、以下のような要素が確保されていること。

- 事業の実施および成果が、ユネスコ活動の多様化または活性化に貢献できることが明確であること。
- 事業の実施および成果が、ユネスコ活動の認知度向上に貢献できることが明確であること。

2.2 事業内容が、新規性、独自性を有しており、研究調査結果または成果物がユネスコ活動のさらなる発展に貢献すると期待されること。

2.3 事業推進の方法、成果の普及方法等が具体性・的確性・実効性に優れていること。

2.4 企画内容に対して妥当な経費が示されていること。

3 事業成果の活用に関する評価

3.1 本委託事業の成果が、実施期間のみに留まらず、期間終了後も国内外への波及効果が見込まれる工夫がなされていること。

3.2 本委託事業の成果を適切に評価する仕組み・体制が構築されていること。

4. 評価基準

評価基準は以下の5段階とする。また、審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算
A	大変優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	やや劣っている	2点
E	劣っている	1点

5. 審査関連情報の開示・公開等

審査委員会及びその会議資料は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。審査の結果、採択された事業の申請団体及び事業名称は、ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイト等において公開するものとする。

6. その他

本事業の追加公募を行う場合に、先の募集にて不採択となった提案について、企画書の内容を加筆修正の上再提出がなされた場合には、再度審査対象として扱うことができる。